

市議会議員選挙は 10月8日です！



- ①選挙人名簿の登録日・基準日
9月30日(土)
- ②選挙の告示(立候補受付)
10月1日(日)
- ③期日前(不在者)投票開始
10月2日(月)
- ④期日前(不在者)投票最終日
10月7日(土)
- ⑤選挙期日(投票・開票)
10月8日(日)

合併による在任特例の満了に伴う、うるま市議会議員選挙が10月8日(日)に行われます。選挙のおもな日程は次のようになります。

【投票できる人】

昭和61年10月9日までに生まれた方で、住所要件は平成18年6月30日までにうるま市に転入届をし、引き続きうるま市に居住している方が投票できます。

【期日前投票】

用務等のため、投票日に投票できない見込みの方は、投票日前(告示の翌日から投票日の前日)に次の①から④の期日前投票所において投票できます。

- ①市役所本庁舎 ②石川庁舎 ③与那城庁舎 ④勝連庁舎

【不在者投票】

仕事や旅行で他市町村に一時的に滞在中の方、指定の病院や施設に入院(入所)中の方が対象の不在者投票は、市役所本庁の選挙管理委員会で受け付けします。

【郵便等投票】

身体障害者手帳、介護保険証及び戦傷病者手帳をお持ちで次のいずれかに該当する人は、郵便を利用して自宅などで投票ができる制度があります。

1. 身体障害者手帳

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害(1級、2級)
- ②心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸の障害(1級、3級)
- ③免疫の障害(1級～3級)

2. 介護保険証

- ①要介護者(要介護5)

3. 戦傷病者手帳

- ①両下肢、体幹の障害(特別項症)第2項症
- ②内臓機能の障害(特別項症)第3項症

※代理記載制度

右記に該当する人のうち、自分で字が書けない人については、次のいずれかに該当する場合、代理人を指定して「代理記載」で投票を行うことができます。

- ①身体障害者手帳(1級) ②戦傷病者手帳(特別項症)第2項症

この郵便等投票制度を利用する場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。なお、この制度による投票用紙の

請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書を添えて行う必要がありますので注意してください。

本市を離れて修学する学生の住所は

1年以上にわたり修学のため、本土の寮や下宿などに居住する学生の住所については、特別な事情がない限り学生生活を営んでいる場所とされています。このような学生は本市に住民登録があっても本来選挙人名簿に登録されるべきでないため、投票できません。修学の地に住民登録を異動しなければなりません。

問い合わせ うるま市選挙管理委員会

☎97314332

